

令和元年 第3回水巻町議会 定例会 会議録

令和元年第3回水巻町議会定例会第3回継続会は、令和元年6月13日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

1. 出席議員は次のとおり

1番	白石雄二	8番	船津 宰
2番	廣瀬 猛	9番	高橋 恵司
3番	津田敏文	10番	入江 弘
4番	大貝信昭	11番	住吉浩徳
5番	岡田選子	12番	松野俊子
6番	中山 恵	13番	久保田賢治
7番	古賀信行	14番	水ノ江晴敏

2. 欠席議員は次のとおり

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 入 江 浩 二

係 長 ・ 藤 井 麻衣子

主 任 ・ 松 崎 淳

4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	子育て支援課長	山 田 美 穂
副 町 長	吉 岡 正	福 祉 課 長	吉 田 奈 美
教 育 長	小 宮 順 一	健 康 課 長	内 山 節 子
総 務 課 長	蔵 元 竜 治	建 設 課 長	北 村 賢 也
企 画 課 長	増 田 浩 司	産 業 環 境 課 長	原 田 和 明
財 政 課 長	篠 村 潔	下 水 道 課 長	河 村 直 樹
住 宅 政 策 課 長	古 川 弘 之	会 計 管 理 者	中 西 豊 和
税 務 課 長	大 黒 秀 一	学 校 教 育 課 長	吉 田 功
住 民 課 長	手 嶋 圭 吾	生 涯 学 習 課 長	高 祖 睦
地 域 づ くり 課 長	服 部 達 也	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	山 田 浩 幸

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

令和元年6月 定例会 (第3回)

第3回継続会

本会議 会議録

令和元年6月13日

水巻町議会

令和元年 第 3 回水巻町議会 第 3 回継続会 会議録

令和元年 6 月 13 日

午前 10 時 00 分開議

議 長（白石雄二）

出席 14 名、定足数に達していますので、只今から令和元年第 3 回水巻町議会定例会第 3 回継続会を開きます。

日程第 1 一般質問について

議 長（白石雄二）

日程第 1、一般質問について。これより一般質問を行ないます。1 番、日本共産党。中山議員。

6 番（中山 恵）

6 番、中山恵です。日本共産党を代表して一般質問の冒頭質問を行います。

まず 1 番、国民健康保険税を引き下げるとともに子どもの均等割の減免について。

今年度より、国保の赤字解消計画に基づき、当町の国保税が値上げされました。平等割の値上げで介護給付分を含めて、昨年より一般世帯で 4 千 500 円の負担が増え、来年度はさらに 4 千 500 円、その翌年度にはさらに 5 千円の値上げで、3 年間合計で 1 万 4 千円の増税です。今月、国保加入者のみなさんには税の通知書が届き、増税による暮らしへの不安と怒りが高まるものと推察いたします。

国民の 4 人に 1 人が加入する国保は、高齢者の割合が高く、医療水準が高い。その一方で無職の割合が高く、所得水準が低いために保険税収入が得にくいという構造的な課題があることは、政府自身が認めるところです。国民皆保険を下支えする「最後のセーフティネット」と言いながら、国保の保険料は協会けんぽの 1.3 倍、組合健保の 1.7 倍も高いという現状です。

この矛盾を解決するために、地方 6 団体だけでなく国保中央会や国保団体連合会も加わり、「国の責任において国保の構造的な問題を抜本的に解決し、将来にわたり持続可能な制度を構築すること」を決議しました。全国知事会は 1 兆円の公費負担が必要と試算し、国に求めています。

同時に、協会けんぽ並みに引き下げるとともにの具体策として「均等割」「平等割」の廃止があります。世帯員の数に応じて課される「均等割」、各世帯に定額で課される「平等割」は、国保税を逆進的な負担にしている元凶となっています。特に子どもの数が多いほど税が高くなる「均等割」は、「まるで人头税」「子育て支援に逆行する」との批判が噴出しており、地方団体も「子どもに係る均等割保険料軽減措置の導入」を求めています。

「均等割」は 0 歳児にもかかり、医療分だけではなく高齢者医療支援分にもかかることは、0 歳児にも高齢者医療を支えるための負担を求めている仕組みとなっています。このような負担の在り方の見直しが必要な時期に来ているのではないのでしょうか。

そこで、お尋ねいたします。

(1) 子どもが生まれるたびに税負担が増え、子育て支援にも逆行する国保税の子どもの均等

割負担について、町長の見解をお尋ねいたします。

(2) 全国には、18歳までの子どもの均等割を完全に免除した岩手県宮古市、北海道の旭川市は、子どもの均等割の3割減免を行うなど子どもの均等割を無くして子育てしやすい町を作ろうと、子どもの均等割の免除や減免に努力している自治体が増えています。定住促進事業や子ども医療費の無料化など、子育て世代の支援にも力を入れている当町においても、均等割の減免を実施する考えはありませんか。町長の答弁を求めます。

2、レッドキャベツ閉店後の跡地利用について。

先の12月議会、3月議会において、わが党は頃末南のレッドキャベツ閉店による周辺住民、特に高齢者の皆さんの買い物の窮状を訴え、「土地所有者に周辺住民の要望を伝えてほしい」と提案致しました。

町長は「地域住民が困らないようお願いしていきたい」「土地所有者に生鮮食品類や日用品の購入が可能な商業施設の誘致の正式な要望書を1月17日に手渡し、依頼してきた」「町としても、町民の皆様がお困りになられている状況を重視しております」と答弁されました。

民間の土地であり、要望が実現するかどうかの保障はありません。しかし、いくら民間であっても町の正式な要望書に対し誠意ある姿勢を示していただくことは、地元企業としての社会的責任の一つであるとも考えます。

同時に、住宅地に隣接している跡地が今後どう活用されるかは、当町のまちづくりはもちろん、周辺住民の暮らしにも影響を与えるものとなります。更地となり数ヶ月が経ちますが、町民には全く何の情報もなく不安に感じています。現在、町が入手されている情報をご報告いただきたいが、いかがですか。

3、高齢者の免許返納後の移動対策について

高齢者ドライバーによる子どもが巻き込まれる悲惨な事故のニュースが続いています。高齢者が安心して免許を返納できるためには、町長は「車に代わる交通手段の確保が必要である」「特に無料で利用できる福祉バスの運行がより効果的である。バス停を増やしたり南北ルートを増設したりする」「タクシーやバス事業者の支援制度を周知していく」とわが党が2016年12月議会で免許証返納に伴う補助制度を求めた際、答弁されました。

そこで、お尋ねいたします。

(1) わが党も町長同様、無料の福祉バスが高齢者にとって最適な交通手段となることが、安心して免許を返納できる前提となるものと考えます。一日も早い福祉バスの利便性の充実を求め、その実現に努力をしていただきたいと思います。

そこで、現在の福祉バスに朝夕1本の増便とバスの台数をもう1台増やすことを求めますが、いかがですか。

また、福祉バスを身近な交通手段としてもっと多くの高齢者が気軽に利用できるように自治会や老人会への体験乗車会、出前講座などを実施してはいかがでしょうか。

(2) 当町においても、病院、買い物、習い事、ボランティア等で、運転免許証をすぐには返納できない方々がおられます。

福祉バスの充実と利用を広げることを進めながら、同時にそのような方々が安心して免許を返上することができる一つのきっかけとして、返納された方には、タクシーの初乗り料金

を町が負担するなど高齢ドライバーが増え続ける当町においても高齢者の安全な移動対策のためのサービスを実施する考えはありませんか。答弁を求めます。

4、吉田町営住宅の建替え計画について。

(1) 3月議会で町長は、「町の将来を左右する非常に重要なものと考えます。議員の皆様方の中には建て替えに反対の方や将来的な町の財政負担に大きな懸念を持たれている方もいらっしゃると思いますことから、今後も議員の皆様方のご意見をいただきながら、町として積極的に取り組んでまいりたいと考えております。」と答弁されましたが、その後の取り組みの進捗状況をお尋ねします。

(2) 吉田町営住宅の住民の方々は、地震や大雨など自然災害、また、老朽化による床の落下、家電品の買い替え、夜には不審者の心配など毎日不安な生活をされています。住みなじんだ場所から離れたくない人達が多いことは、当局もご承知のとおりです。住宅の老朽化と町長の公約でもある町民のくらしの安全や安心の観点から考えれば、一日も早い結論を出すべきではないでしょうか。お尋ねいたします。

以上で冒頭質問を終わります。

議 長（白石雄二）

町長、答弁。

町 長（美浦喜明）

はじめに、国民健康保険税を引き下げるため子どもの均等割の減免について、のご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、本町の国民健康保険事業運営につきましては、財政的に大変厳しい状況にあり、昨年度の国民健康保険運営協議会で承認され、議会でも報告させていただきました水巻町国民健康保険事業特別会計「赤字解消基本計画」に基づく財政シミュレーションに従い、今年度から令和3年度まで、国民健康保険税額のうち世帯別平等割額を段階的に引き上げる国民健康保険税条例の改正案を、昨年12月議会上程し、議決をいただきました。その後、広報みずまきと、町のホームページで住民に向けた周知を行い、今年度から改正後の税額で賦課を開始したところです。

まず1点目の、子どもが生まれるたびに税負担が増え、子育て支援にも逆行する国保税の子どもの均等割負担について町長の見解を、とお尋ねですが、これまで、本町における国民健康保険税の基礎税額につきましては、「均等割額は、均等割総額を被保険者数で按分して算定する」と規定されている地方税法に準拠し、国民健康保険法施行令の規定に従い、応能応益割合50対50という原則を考慮に入れながら、設定して参りました。

また、本町の国民健康保険税は、平成20年度の改正時に、資産割を無くして以来、所得割、世帯別平等割、均等割で算出する3方式を採用しており、これは、現在進行中の国民健康保険事業の県単位化に伴う福岡県国民健康保険運営方針に適合する内容となっています。

ご指摘のとおり、均等割額は国民健康保険の加入者数に比例いたしますので、子どもが生まれるたびに世帯の税負担が増える仕組みになっていることは明らかです。しかし、国民健康保

除税額の算定には、低所得者に対する軽減措置が既に講じられており、2割、5割軽減の基準となる世帯所得額の算定には、同一世帯内の被保険者数が用いられますので、子どもを含め被保険者数が多い世帯ほど、軽減を受けられる所得基準が高くなる仕組みともなっています。

本町では、いち早く、0歳児保育や子ども医療費の無料化などに取り組んでいるほか、小学校の少人数学級や小中学校給食費補助についても独自の方策を講じるなど、様々な場面で子育て支援のための施策を充実させているところです。

ご質問の国民健康保険税の子どもの均等割について、何らかの軽減措置を取り入れるということが、子育て世代の国民健康保険加入者に対する支援策のひとつになることは、十分理解しているところです。しかしながら、国民健康保険税の設定に際して、法制度に従い、均等割を現状通りに賦課徴収することは、決して間違った対応ではないと考えています。

保険料率の県内均一化の検討が進められている現在、県内の市町村が独自の軽減策などを講じた結果、国民健康保険税の算定方式に格差が生じることは、望ましくないという側面があることを考えますと、国民健康保険加入者の皆様には、現行通り、法制度に基づく応分の負担をしていただくことをご理解いただきたいと思っています。

次に2点目の、子育て世代の支援にも力を入れている当町においても、均等割の減免を実施する考えはありませんか、とのお尋ねですが、まず、仮に、子どもだけでなく全ての人の均等割を廃止した場合について、本町の今年度の税率・税額で国民健康保険税額を試算してみますと、例えば、45歳以上65歳未満の人が課税対象となる介護納付金課税被保険者がいない4人世帯では、世帯全体で10万円、そのうち2人が介護納付金課税被保険者対象の世帯では、11万4千円の減額となり、同じ世帯構成で7割軽減対象の世帯の場合、介護なしで3万円、介護ありで3万4千200円の減額となります。

今申しましたのは一例であり、減額となる額は世帯構成員の人数や、軽減の有無で変わってくることとなりますが、国民健康保険事業特別会計の本年度の当初予算ベースでは、均等割を廃止することにより、単純計算で1億6千万円程度の不足額を生じる計算となって参ります。

以上の結果から、1億6千万円程度の不足額を、どのように補てんするのか、という新たな課題が生まれて参ります。国庫補助が無く、毎年、1億円前後の赤字補てんを行なっている一般会計予算からのこれ以上の繰入れが困難であることを前提で考えますと、所得割の税率あるいは、世帯別平等割の額を上げる以外に、今のところ、不足財源を補う方法は無く、結局は、子どもの多い世帯も含め、国民健康保険加入者の皆様に、形を変えて、相当額を負担していただく以外に方法がない状況です。

所得割の税率を引き上げる場合、特に収入の多い方に対して現状よりも多くの保険税を負担していただくことになり、先ほど少し触れました、応能応益のバランスを考慮に入れますと、世帯別平等割額の引き上げも、併せて検討する必要が出てくるかと思えます。

今申しましたことを念頭に置きつつ、具体的な方向性に言及するまでには至っておりませんが、子どもに特化した均等割額の減免、あるいは軽減制度につきましては、全国の状況を調査し、本町の税額に置き換えて、いくつかのパターンにおけるシミュレーションを行いましたので、その内容について、ご報告をさせていただきます。

国などが取りまとめた正確な統計資料がございませんので、インターネットで独自に調査し

てみたところ、北九州市や仙台市、埼玉県富士見市、ふじみ野市、杉戸町、東京都東大和市、昭島市、石川県加賀市、愛知県一宮市、兵庫県赤穂市など、人口1万人足らずの町から政令市まで、全国の市区町村の0.88パーセントにあたる24の市町で、子どもに対する均等割の減免制度を独自に取り入れていることを確認しております。

また、都道府県別に見ますと、埼玉県の自治体が8団体あり、今回確認した全団体の3分の1を占めていることが分かりました。

減免対象となる子どもの年齢につきましては、18歳以下若しくは18歳未満としている自治体が大半でしたが、中には6歳未満の未就学児、22歳以下と設定しているところも1団体ずつありました。また、減免となる人数につきましては、第1子から全員、第2子以降、第3子以降など自治体ごとに、その基準は異なっていますが、全体的に第3子以降と設定しているところが多いようです。

次に、軽減額につきましては、均等割額の3割相当額、5割相当額、9割相当額、全額などとなっており、第3子は5割で第4子以降は全額、第2子は5割で第3子以降は9割、第1子から一律3割、第3子以降は一律全額など、条件設定は自治体ごとに様々であり、また、減免の要件に所得制限を設けているところもあれば、前年度の国民健康保険税を完納していることを条件としているところもあります。

少ないサンプル数ではありますが、以上の調査結果をまとめてみますと、所得制限を設けずに、18歳未満の第3子から均等割額を全額減免するといったパターンが多いようでした。

また、今回調査しました24団体中、北九州市だけは、所得割額に対する軽減制度となっており、所得が300万円以下であり所得割額が課税されている、子どもが2人以上いる世帯を対象に、18歳未満の第2子から所得割額を軽減、具体的には対象者1人につき、33万円に所得割料率を掛けた額を減免する内容となっていました。

さて、本町の国民健康保険加入世帯の状況でございますが、本年5月末時点の加入世帯の状況を調べたところ、18歳未満の子どもが1人の世帯が188世帯、2人の世帯が132世帯、3人の世帯が65世帯、4人の世帯が13世帯、5人の世帯が4世帯、6人、8人、9人の世帯が各1世帯となっています。

世帯の所得額と子どもの人数について、データの突合ができていませんので、所得要件は考慮せず、単純に子どもの人数のみで、軽減額を試算したところ、第3子以降の子どもを対象とし、均等割額を全額減免する、埼玉県富士見市方式では300万円が減額となり、18歳未満の子ども全員を対象とし均等割額を全額減免する、福島県南相馬市方式では1千855万円の減額、第2子以降の子どもを対象として33万円に所得割料率を掛け合わせた額を軽減する北九州市方式では、1千112万円の減額となります。ほかにもいくつかのパターンで試算しておりますが、いずれも数百万円から1千万円前後の減額となり、町といたしましては、何らかの子どもの均等割の軽減策を実施した場合、この減収分の財源確保が必要となって参ります。

平成30年度、国民健康保険税の改定案を作成するにあたり、均等割額の改定案も検討いたしました。子どもの多い子育て世帯にとっては、負担が大きなものとなることをデメリットと捉え、世帯別平等割額の改定案を採用する結論に至りました。子どもの多い世帯に対する均等割の減免制度を町独自に実施すれば、この問題は幾らか解消することが可能となりますが、本

年度の事業費納付金の算定において、その額が県の当初の見込みを遥かに超えたため、県からは、平成30年度と同様の激変緩和は出来ないとの見解が示されたものの、本町も含めた県内市町村からの強い要望により、何とか財源を捻出し、激変緩和を行なった経緯があります。

そのため、令和2年度につきましても同様の激変緩和は難しい状況であり、それに伴う本町の財政シミュレーションの見直しも必要と考えられ、ご提案の減免制度に対する財源の確保は、更に困難となることが予測されます。

また、先にも述べましたが、現在、国民健康保険税率の県内均一化に向けた検討が進められている中で、構成市町村がそれぞれ内容の異なる独自の軽減策を講じることについては、様々なご意見もあるかと考えます。

この件につきましては、現在、全国知事会などが「子どもに係る均等割保険料軽減措置の導入」という明確な言葉を用いて、国に対して要望活動を行なっている最中であります。

私も、本来、国民健康保険税に係る軽減措置につきましては、その財源も含め、国の責任において法整備を図っていくことが一番望ましい姿であると思っています。

そのような状況下において、3年間の世帯別平等割額の段階的な見直しの初年度にあたる現在、更に国民健康保険税率の改正を実施しますと、国民健康保険加入者の皆様に混乱を招く結果ともなりかねません。また、公費負担の増額が困難である現時点におきましては、全国でも数少ない子どもに対する均等割の軽減制度を町独自に、他の市町村に先駆けて早急に取り入れるということは考えていません。

今後、国が何らかの法整備、あるいは財政的な措置等を実現し、現状よりも国民健康保険事業会計に好転が見られる状況となりましたら、その時点で、国民健康保険運営協議会のご意見を伺いながら、実施に向けた検討を進めて参ります。

次に、レッドキャベツ閉店後の跡地利用についてのご質問にお答えします。

現在、町が入手されている情報の報告について、のお尋ねですが、平成31年3月議会におきまして答弁しましたように、レッドキャベツ水巻店跡地につきましては、町としましても、近隣にお住いの方々が買い物等で不自由することがないようにと考え、平成31年1月17日に私と副町長で土地所有者を訪問いたしました。今後の跡地活用について、生鮮食品類や日用品を購入可能な商業施設を誘致していただけるよう正式に要望書を提出し、お願いをしてきたところ です。

その後につきましても、機会を見つけお願いをしてきておりますが、レッドキャベツ閉店後の跡地利用の件につきましては、土地所有者としましても町からの要望を含め、内部協議を行なっている段階であると伺っておりますので、現時点におきまして議会を始め町民のみなさまに具体的に情報提供できる内容はございません。

引き続き先方との情報交換を密に行いながら、新たな情報が得られましたら、議会にもご報告をさせていただきたいと考えております。

次に、高齢者の免許証返納後の移動対策について、のご質問にお答えします。

まず1点目の、現在の福祉バスに朝夕1本の増便とバスの台数をもう1台増やすことを求めますが、いかがですか、とのお尋ねですが、ご承知のとおり、本町の福祉バスは、高齢者や障がい者等が公共施設の利用や町主催事業へ参加する交通手段として平成9年度から運行を開始

し、現在では、買い物や通院等のための移動手段としてもご利用いただいているところです。

福祉バスには、東回り、西回り、南北線の3路線があり、朝の9時前から夕方5時前まで、午前と午後の2便ずつの計12便を運行していますが、毎年実施している乗降者数調査によりますと、1便当たりの乗車人数は最大で20名弱で、それも1巡目、つまり第1便に限られているようです。

最終便になりますと、乗車人員はほぼ5名未満と利用が少ない状況であり、バスが目的地到達までに要する時間や、皆様が公共機関・商業施設・医療機関を利用される時間帯等を考慮すると、朝夕に増便することで得られる利便性の向上は期待しにくいのではないかと思います。

さらに、バスの増便によって、車両のリース料や業務委託料等、事業費の増大が見込まれますので、運行形態につきましては、乗降客調査結果や地域からのご意見などを踏まえ、慎重に協議を継続していく必要があると考えます。

また、福祉バスを身近な交通手段としてもっと多くの高齢者が気軽に利用できるように自治会や老人会への体験乗車会、出前講座などを実施しては、いかがですか、とのお尋ねですが、体験乗車会につきましては、現在、特に企画する予定はございません。ただし、バスの運行については、区長会、民生委員・児童委員協議会での広報や、町広報紙折込みでの時刻表の全戸配布等、引き続き事業の普及に努めるとともに、ご要望やご意見を可能な限り事業へ反映させて参ります。

次に2点目の、福祉バスの充実と利用を広げることを進めながら、免許返納された方に、タクシーの初乗り料金を町が負担するなど高齢者の安全な移動対策のためのサービスを実施する考えはありますか、とのお尋ねですが、福祉バスは、平成29年度に南北線を増設し、今年度からはJA北九やさい畑にバスの乗り入れを開始するなど、高齢者の行先となる場所への対応を随時行なっています。

今後も、新たな行先として想定される場所にはバス停の新設を検討する等、さらなる利便性の向上に努めて参ります。

高齢者が免許証を自主返納した後、心身にストレスの少ない日常生活を送っていただくためには、まずは経済的負担のない福祉バス事業の充実が重要であると考えますが、福祉バスが全ての高齢者の移動手段を補うことは困難であることも認識しています。

お尋ねの、免許返納者に対するタクシーの初乗り料金の負担等、新たなサービスの創設については、もともと免許を持たずに公共交通機関を利用して外出されている住民のみなさまとのサービスの公平性、想定される利用者数からの事業費の試算、実施方法等、様々な側面からの検討を行う必要があると考えております。

最後に、吉田町営住宅の建替え計画についてのご質問にお答えします。

はじめに、今後の本町における町営住宅を含む住宅政策について、これまでの議会答弁と重複いたしますが、現在における私の考えを3つ述べさせていただきます。

まず1つ目は、少子高齢化の進行に伴う人口減少社会の到来という、大きな社会問題への対応です。

この問題は、本町におきましても、喫緊に取り組むべき問題として認識しております。そのため、平成30年10月1日に実施いたしました機構改革においては、このことを念頭に置きな

がら組織の再編を行い、全庁あげて、この問題に取り組む体制づくりを行なったところがございます。町営住宅におきましても、この少子高齢化に伴う人口の減少傾向によって、必要管理戸数の減少が予想され、財政面におきましても、将来的に大きな負担となることが危惧されています。

従いまして、今後、本町の人口動態や公営住宅の施策対象者となる世帯数の推移等を精査した上で、町営住宅全体の管理戸数を計画的に一定程度削減していく必要があるものと考えております。

次に2つ目は、町営住宅の建て替えなど、大規模な投資的事業を行う場合には、必要とする事業費の大部分を国の交付金や町の起債で賄うこととなります。しかし、その後の長期に渡る起債の償還費や修繕等の維持管理費などについては、家賃などの事業収入を含め、限られた一般財源の範囲内で賄っていくこととなります。そのため、町営住宅の建て替えなどの大規模な投資的事業を行う場合には、その採算性や長期的な財政上のバランスなどを精査した上で、将来の財政の健全性に十分留意していくことが重要であると考えます。

最後の3つ目は、低廉な家賃で住民生活の安定と社会福祉の増進に寄与し、住まいのセーフティネットとしての機能を持つ町営住宅は、今後とも本町にとって必要なものであり、この認識は、私が町長に就任して以来、一貫して変わっておりません。今後も引き続き、本町の重要な住宅政策として、取り組むことであります。

以上、現時点での私の考えを述べさせていただきましたが、吉田町営住宅の建替問題に関しましても、これらのことを念頭に置きながら、今後も慎重に取り組んでまいりたいと考えております。

そこで1点目の、「今後も議員の皆様方のご意見をいただきながら、町として積極的に取り組んでまいりたいと考えております。」と答弁されましたが、その後の取り組みの進捗状況について、のお尋ねですが、先ほども述べましたとおり、この吉田町営住宅の建替問題は、町の将来を左右する非常に重要なものと考えています。議員の皆様方も同様のお考えをお持ちいただいていると認識しており、議会内においても、学習会等で活発な意見交換を行なっていたと聞き及んでいます。

その中で、町内にある他の町営住宅等の空き部屋への住み替え希望者を募ってはどうか、などのご意見をいただいたことから、他の町営住宅等の空き部屋の状況について、継続的な把握に努めているところでございます。

また、これまでの答弁でも述べさせていただきましたが、住み替えに関する条件面の整理や課題、また必要な手続き等について、他市町村の先進的な事例を参考にしながら、研究を行うことで現在、具体的な検討段階に入ったところでございます。

さらに、この吉田町営住宅の建替問題に関しまして、これまでの調査から様々な問題点や課題があることが分かってまいりました。そのため、今一度、原点に立ち返り、これまで考えられていた事業パターンにおける問題点や課題等の整理を行なっているところでございます。今後、これらの問題点や課題が整理でき次第、議員の皆様方のご意見を伺ってまいりたいと考えています。

最後に2点目の、住宅の老朽化と町長の公約でもある町民のくらしの安全や安心の観点から

考えれば、一日も早い結論を出すべきではないでしょうか、とのお尋ねですが、吉田町営住宅は、昭和44年から昭和49年の間に建てられ、公営住宅法施行令により2階建の住棟は耐用年数45年、5階建の住棟については、耐用年数が70年と設定されています。これによると、5階建以外の住棟については、耐用年数を過ぎていることとなりますが、国が設定した耐用年数は、減価償却の考えに基づくものであり、耐用年数が超過した住棟は即、使用できなくなるということではありません。

ご質問にありますように、吉田町営住宅の中には、老朽化による不具合等が発生している住棟があり、その住棟に入居されている方々からご相談が寄せられています。担当課といたしましては、その都度、居住に支障が出ないように、可能な限り、適宜対応させていただいております。

吉田町営住宅の建て替えの方向性が決まらない中、当該住宅に入居されている方々には、大変ご心配をおかけしております。町といたしましては、吉田町営住宅に入居されている方々の意向を把握した上で、既存の町営住宅のストックを有効活用するなど、様々な面において、議員の皆様のご意見を伺いながら、今後とも検討を進めてまいります。以上です。

議 長（白石雄二）

これより再質問をお受けいたします。岡田議員。

5 番（岡田選子）

5番、岡田です。私は国保の免除制度についてと、時間がありましたら高齢者の移動対策についての質問をさせていただきます。

国保につきましてはあまりにも高すぎるということで町長の答弁にもありましたように、国の補助がですね、負担がない限りは難しいんだと、これはまず当然でございます。それで日本共産党といたしましては、1兆円、全国知事会が要求しているとおり1兆円を投入して、均等割、平等割をなくそうと、それで協会けんぽ並みの保険税にするということを今求めております。

でもそうであっても、全国の自治体の中には、先ほど答弁にたくさん調べていただきましたが、たくさん子どもの均等割りということについて対応しているところはございます。

それで特にその中で、仙台市が所得制限なしで国保に加入する全ての子どもの均等割りを一律3割減額をいたしております。これは何に基づいてかと言いますと、国民健康保険法の第77条、当町の場合は国保税ですので、地方税法717条の規定を活用したものとなっております。この地方税法717条にですね、特別の事情がある場合は市町村の判断で国保税を減免できるということが規定されているわけですね。それで、この特別な事情についてはですね、政令、省令等の定め、一切ございません。それでですね、自治体の首長の裁量に全てが委ねられております。特別の事情として認めるかどうかということについてはですね、それで、全国各地で始まっておりますこの子どもの均等割の軽減策、いろいろ出ておりますが、この特別な事情というこの717条の規定を活用しているということなんですね。すなわち、子どもがいるということ特別な事情として認定するということです。そして、住民のみなさんの負担を軽減していこうというものなんですね。それで、均等割の見直しということですね、まあ、特に子どもの均

等割の軽減、免除というのが、町長も入られております全国町村会ですね、そういうところの地方団体も幅広い住民のみなさんも子どもの均等割については軽減してほしいという要求は全国的にも一致しているものと考えておりますので、この地方税法 717 条の特別な事情に基づいて、子どもの減免というものを水巻町においても当然検討できるわけですね。ですから、そのことについて町長のお考えをお聞きいたしたいというふうに思います。そしてこの地方税法 717 条、これに基づく減免措置の公費投入ということについて、今の赤字解消計画に基づいて公費が国や県から投入されない限りは難しいということになっておるんですけれども、この公費を水巻町が投入することについてはですね、国が言っております、計画的に削減、解消すべき赤字には含まれませんので、政府の立場から言いましても続けてよい繰り入れとなっておりますので、是非ですね、このまま法定外繰り入れ、今、水巻町もしないということで解消計画は続けておりますけれども、是非ここは公費投入をやめなさいという費用には含まれませんので、水巻町独自にここに投入していただければ、今、本当に国保税重くて大変な方々がここで救われるという道がございますので、是非この点についての町長の見解を求めたいと思いますし、今までこの 717 条に基づいて減免した事例は当町においてあるかどうか。まず、お答えいただきたいと思います。

議 長（白石雄二）

はい、課長。

税務課長（大黒秀一）

只今の岡田議員の質問にお答えいたします。

717 条に基づく事例があったかということですが、今ちょっと確認がきちんとできませんけれども、私の記憶では無いと思います。

それと、717 条の解釈なんですけれども、これは特に認めるというのがですね、例えば災害に遭ったりとか、著しく町民の財産を損ねるようなことがあった場合というようなことで国が作った法律だと思っております。今回、子どもの均等割にこれを適用している自治体があるということがございますが、言葉は悪いかも知れませんが、717 条に根拠を無理やり持って行ったのではないかなと。それを国が認めてあるということであれば使えないことではないと承知しております。以上です。

議 長（白石雄二）

はい、岡田議員。

5 番（岡田選子）

ええ、そういうことなんです。だから、まずですね、この 717 条によってやはり今、重い負担におられる住民のみなさんを救う道がここにあるんだよということを住民に周知することが必要だと思うんですよ。大変な中、滞納もしながら、今、滞納をすれば差し押さえというふうな状況にもなっております。で、住民のみなさんからも、とんでもない、もう本当に町は取り

立てか、というふうに怒りの声も私も聞いております。ですから、やはり住民のみなさんの負担を、もう国保税が重いことは本当に誰もが知るところなんですね。それを少しでも今の政治が変わらない限り、これはなかなか根本的には難しい事ですけども、その中でも町がどこまで住民を守れるのかと、負担軽減をどこまで町がしてあげられるのかという問題だと思うんです。

それで今後 717 条に基づいて減免をしていこうという姿勢に町が立っていただきたいというふうに思っておりますので、住民のみなさんへの周知ですね、これについて考えていただけますか。お願いします。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

基本的にですね、先ほど私が長々と答弁させていただきましたが、今、岡田議員がこの国保の子どもの減免だけを見たら、傍聴の方もたくさん来られているから、さもそうだなと、減免してあげればいいじゃないか、というようなことでしょうか、私、町長としては全体的な、特に子育ては私が一番力を入れているところでありまして、医療の負担の軽減とかいろいろやっております。その全体の中で見てもらわないと。ただ国保税の中だけになって子どもの 3 割減免とかそれだけを言われると、なんとなく町が子どもに対しての施策、負担を軽減してないようになっていますけど、随分、毎年、財政のほうからも言われますように、扶助費が年々上がっております。子どもの医療費の無料にも、何千万とかかかっています。そういう中で、この今、国の均一化に国保税はなっております。そういうことで、熟慮した結果、3 年かけて値上げという、平成 30 年 12 月議会で議決をいただいておりますし、岡田議員が一番この国保に関してはご存知だと思っております。国保審議会の委員でもありますし、私以上に詳しいかもわかりませんが、やはり町長の裁量でできるんじゃないかということでしょうか、やはり私としても気持ちはですね、先ほど国がそれこそ 1 兆円を負担しますよ、ということになればまた違うかもわかりません。今の現状で、厳しいこの状況で、安易に岡田議員が言われたからああそうですかというわけにはいかない。全体的にですね、私としては子どもに対しての負担は軽く、過程的にしているつもりでございます。以上です。

議 長（白石雄二）

はい、岡田議員。

5 番（岡田選子）

まあ根本問題はその 1 兆円なんですよ。1 兆円投入をしていただければ全ての方の均等割、平等割を廃止できるんです。国保税を半額くらいにすることができるんです。だからこれをですね、町長はどんどん求めていただきたいと思います。町村会とかですね。議長にもお願いしたいと思いますが、議長会等も求めておりますので、是非それを要望しておきたいと思います。

そして717条につきましてははっきりこの717条の規定に基づいて町民を救えるんだよという姿勢に立っていただきたいというふうに思いますのでそこはよろしく願いいたします。

そして福祉バスのほうですけれども、福祉バスは、なかなかみなさんが免許返上したらじゃあ福祉バスがあるから安心だということまでなっていないんですよ。ですからいろいろなさまざまなご要望がたくさん出てまして、私も免許返上したい人にはタクシーの初乗り料金はどうか、いろいろ提案をさせていただいているわけですけども、やはり充実をもっとするためにはもう1台、あと2台、3台と福祉バスを増やしていってお金をかけない限り充実はできないわけです。もう全てお金の問題になりますけど。やはり町の財政、どこにお金を使うかっていうところだと思うんです。駅前が綺麗になることもいいんですけども、悪いところはありませんけど、やはりみなさんが暮らしている中で、便利な、安心して住める水巻町ってところで、そこにも十分なお金を使っていたきたいというふうに思っておりますが、時間がないので一言答弁お願いします。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

一言では言い尽くせませんが、今水巻がえぶり山荘の代替として国民宿舎マリンテラスあしやに1台やっております。今、私も公約しておりますが、風呂の誘致、民活でやるということで、それが実現すれば芦屋に、マリンテラスに往復しているバスが、町内に回せる。そして今もう一つは、大型商業施設が吉田のぼた山跡地と、梅ノ木のダイエー跡地になっております。梅ノ木は今年の11月、ぼた山跡地は令和2年4月オープンと、そういう一つ一つ、それから駅の整備。南口ですね。それから風呂ということで、そういう整備をした中で今言われたような、効率よく住民サービス、免許返納された方にも十分にそういうことに考慮しながらですね、今これで何もしないというわけではない、ただ、今の現状ではですね、また変更になったり、いろいろありますので、もう少し時間を貸していただいて、特に風呂の誘致がうまくいけばバスが1台、町内に回せますので、そういうことでやはり、貴重な皆様からいただいた税金ですので、効率よくやっていきたいと思っておりますのでもうしばらく、適時、先ほど答弁したようにですね、区長会とか、いろんな方からのご意見を取り入れて、新規の乗り入れ口を作ったりいろいろしておりますので、もうしばらく時間を貸していただきたいと思います。以上です。

議 長（白石雄二）

中山議員。

6番（中山 恵）

私のほうからは、吉田団地のことについて再度質問いたします。

議員の皆様方のご意見を伺ってまいりたいとこのことですが、住んでいるのは住民の方々です。

なので、住民の方の声というのを一番に重要視していただきたいと思っております。そして吉田団地の住民の方々は高齢者にもかかわらず、みなさん声をかけあって公園の掃除、そして剪定、そして溝掃除、本当に常に古い団地と思えないほど綺麗に清掃しております。その点もいろんな面からしてもみなさん、この吉田団地の問題については本当、町長もしっかりですね、ご心配をかけておりますということをおっしゃっておられますので、一日も早く、建て替えをできるだけ早くしていただきたいということで私のほうは終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

5 番（岡田選子）

いや、終わってない終わってない。

— 議場内、笑い声あり —

[「すみません。」と発言する者あり。]

すみません、時間ありました。吉田団地の問題ですけれども、本当に今、中山議員言われたように、住民のみなさん方は本当にコミュニティもできておりますし、古い住宅に一所懸命住んでおられます。ですけれども、じゃあ果たして文化的でそれで満足しているかっていけば全然そうじゃないんですよ。なかなか建て替えの話がでてきて、もし出てこなかったらなんとかですね、考えもあつたんでしょうけど、建て替えるという話が出てきたもんですからね、日々の生活にいろんな支障をきたしているわけですよ。で、今宙ぶらりんな感じになってますよね。建て替えの計画が、見通しが立っていませんという町長答弁なんですよ。だからそこをですね、やはりあの。

それと私、その件と、吉田地域のなんですか、再開発という言葉が答弁書に出てきておりましたが、その点とやっぱり吉田団地の建て替え問題というのはリンクしてるのだろうと私は思ってますし、町づくりとしても大事な地域だと思っております。ですからそういう点からも、もう少し具体的な見通しというのを早く立てていただかないと住民のみなさんは不安な毎日なんですけど。吉田の再開発ですか、再開発計画ですか、なんかその点についてちょっと答弁いただけますか。

議 長（白石雄二）

はい、町長。

町 長（美浦喜明）

吉田の再開発ということを使いましたかね。

[「ちょっと待ってください。」と発言する者あり。]

まだ吉田団地の見通しも立たないのに。それ以前の問題じゃないでしょうか。

それと吉田団地の建替え云々におきまして、建て替える建て替えない含めてですね、今、やはり財政の見通しが立たないと。シミュレーションを何回もやってるんですけど、やらないということで、今いろんな、先ほども答弁しておりますが、やはり財政的な問題が1番だと思っております。その裏付けがないとやはり何の事業もできない。そういうところで今は私のほうとしても建て替えをするしないを含めて、どういうふうに関後やっていくか、というところを検討しております。以上です。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

5 番（岡田選子）

すみません、私がちょっと気になりましたのは、答弁書の39ページに吉田ぼた山跡地開発や吉田地区の再開発なども予定しているというような答弁がございますので、ここと何かリンクするのかなというふうに――。

[「ちょっと待つて。」と発言する者あり。]

あ、すみませんこれはうちの答弁書ではないですけども、よその方の質問に対してそういうふうに町長が答えられているようなので――。

[「今回ですか、今回。」と発言する者あり。]

はい、そうです。はい。ですので、39ページですね、吉田地区の再開発、下から3行目です。そこにその言葉がございますので私、今質問させていただいたんで、ご答弁お願いします。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

今からの古賀議員の答弁書ですね。

[「そうですね。」と発言する者あり。]

これは将来ですね、今、吉田ぼた山跡地に商業施設ができております。そして東水巻駅とい

うものがあります。そこを起点にですね、吉田地区の全体を見てやっていこうと。その前にですね、やはり吉田町営住宅の問題を片付けないで再開発とかいうようなことはありません。これはもうこの答弁は、ほかの質問の流れできているだけであって、今、これに対しての云々じゃないですから、誤解のないようにお願いいたします。以上です。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

5 番（岡田選子）

いやいや、もう、ほかの方の答弁なんですけども、やはりかつてから言われてましたようにやっぱり東水巻駅があり、地域は住宅地としては良い地域だと思います――。

議 長（白石雄二）

時間です。以上で――。

[「是非、あの、早く結論を出してください。」と発言する者あり。]

1 番、日本共産党の一般質問を終わります。暫時休憩いたします。

午前 11 時 00 分 休憩

午前 11 時 14 分 再開

議 長（白石雄二）

議員全員お揃いですので再開いたします。2 番、古賀議員。

7 番（古賀信行）

無会派の古賀信行です。

第 1 の質問。町の借金がなくなるまでの人件費の削減について。

質問の趣旨。水巻町の借金は 2014 年 3 月末で約 126 億円、2019 年 3 月末で約 142 億円と 5 年間で約 16 億円もの借金が増加しています。2019 年度の予算書から私が計算したところ、人件費が町税収入の約 55.24 パーセント、予算全体の約 13.59 パーセント（下水道職員を除く）となっています。町職員の人件費（給料＋職員手当＋共済費）下水道職員 1 人あたり年間約 836 万、下水道職員を除いた一般職員の人件費 1 人あたり 782 万となっています。民間の企業に比べて人件費がかかりすぎていると思います。「日本の総労働人口の約 37 パーセントくらいの人達が年間収入 200 万以下で働いている」と報道されています。私達議員も年間最低でも 437 万から 526 万（議長）の人件費が町から支払われています。民間の企業は経営が不安定になれば経費削減のため人件費のカット及び人員整理をします。今年も日本を代表する 3 大銀行が約 2 万人人員削減することで経営の回復を図ることが新聞に報道されていました。2010 年には日本

航空は約1万5千人も人員整理をし、経営を再建しました。その点、役所は国から村までそういう努力をしていないと思います。

私が2017年5月に訪問した長野県下條村では元村長の伊藤喜平さんが村長就任時には多額の村の借金があったが大胆な行財政改革を断行し、借金を減らし、村の基金を増やしました。伊藤さんは会社を経営しているのでそういうことができたのだろうと思います。水巻町も借金がなくなるまで大分県姫島村が実施しているラスパイレス約77パーセント（国家公務員の人件費を100%とした時）ラスパイレス指数は、国を基準としています。の実施を求めます（臨時職員は賃下げしない）。対象者は町長をはじめ、議員、職員（臨時職員を除く）。賃下げを求めます。町長のお考えをお答えください。

2点目、防犯カメラの設置について。

町内の場所によっては、交通事故多発の交差点が数か所あります。過去、頃末南3丁目の唐ノ熊橋の上で車が上下反対になった事故を美浦町長や建設課長見学に来て頂きました。その時、美浦町長は、「ここに信号が必要だ」とその場で発言された時、私は大変嬉しく思いました。その後、町が折尾警察署に信号設置を要望し、信号が設置された次第です。

信号が設置された後、幼稚園バスが信号のたもとで事故を起こしました。どちらかが停止しなかったためだと思います。（古賀も事故直後、現地の写真撮影をしました。）役場からは建設課の課長補佐（当時）が見学に来られました。信号があっても運転者のマナーが悪いため事故が発生します。事故を検証するためにも防犯カメラがあれば良いと思います。

建設課の土木係、総務課も、水巻町の交通事故多発場所はある程度情報を集めていると思います。私も私なりに交通事故多発地帯の情報を調べています。北九州市は犯罪が起きそうな場所や交通量が多い場所に防犯カメラを設置しています。

交通事故多発地域と犯罪が起きそうな場所への防犯カメラの設置についての町長の考えを聞かせてください。

第3点目、だれでも乗れる町内循環バスについて。

遠賀郡内で水巻町だけ、誰でも乗れる循環バスがありません。水巻町福祉バスや町の南部を走行している北九州市営バスを廃止し、JR水巻駅まで乗り入れる循環バスを運行すべきだと思います。全国人口減少の過疎地でも知恵を出し、村営バスやコミュニティバス、カラフルな車、親しみやすい車等々、胸がワクワクする車もありました。行政マンがよく勉強しているからそういうことができるのだと思います。

高齢者の車の運転事故も多発しています。一般的に高齢者の運転免許の返納を言われますが、そういう点からも町は町内を循環する少人数乗用のワンボックスの車の運行を検討していただきたいと思います。

町長の考えを聞かせてください。以上です。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

はじめに、町の借金がなくなるまでの人件費の削減について、のご質問にお答えします。

大分県姫島村が実施しているラスパイレス約 77%の実施を求めます、とのお尋ねと、職員の賃下げについて、のお尋ねは関連がありますので、一括してお答えします。

まず、議員のご質問にあるラスパイレス指数とは、国家公務員の平均給料額を 100 としたときの、自治体職員の平均給料額を指数で表したものでございます。本町のような職員数の少ない自治体では、経験年数の階層の変動等で指数が大きく動くこともありますので、必ずしもラスパイレス指数のみを指標にすることは適当ではないと思います。しかし、現在、国は自治体の給料水準をラスパイレス指数でみておりますので、本町では国家公務員と同水準の 100 以下となるようにしたいと考えています。

そこで、最新となります平成 30 年 4 月 1 日現在の本町のラスパイレス指数を、生活圈や経済圏が同じである近隣の自治体と比較してみますと、本町は 98.1 ポイントとなっており、芦屋町は 97.6、岡垣町は 99.4、遠賀町は 97.4、中間市は 100.5 でございます。また、地域手当補正後のラスパイレス指数になりますと、地域手当を支給していない本町は 98.1 ポイントのままとなり、芦屋町では 99.6、岡垣町は 101.4、遠賀町は 99.3、中間市は 100.5 となっており、遠賀郡内及び中間市と比較しましても本町が高い水準にあるとは言えません。

なお、県下全体のラスパイレス指数をみましても、町村の平均と同程度であり、決して本町職員の給料が特別高い状況にはないと理解しております。

給料は、人材の確保や士気の観点からして、大幅に削減することにつきましては問題があると考えておりますし、職員の生活にも関わることでありますので、今後につきましても、人事院勧告に沿った給与改定を行い、国家公務員と同水準の維持を図っていきたいと考えております。

また、ラスパイレス指数以外にも、人件費が町財政にどの程度影響し、その負担水準はどのようなかを分析し、認識しておく必要があります。

そこで直近の平成 29 年度決算における「地方財政状況調査」による、本町の町税を含めた歳入経常一般財源に占める人件費の割合を見てみると 16.4%となっております。この割合は、全国平均 25.6%、福岡県平均 25.3%と比較しても分かるように明らかに低い状況と言えます。また、自治体間の比較を行う際、議員の言われる特定の「村」と比較するのではなく、同等規模の人口や産業構造により設定された「類似団体」間で比較・分析をすることが根拠あるものと考えております。

そこで、先程の平成 29 年度決算における歳入の経常一般財源に占める人件費の割合については、本町と人口規模などが同規模の類似団体全国 100 自治体の中では、3 番目に人件費の占める割合が低いという結果が出ています。

一方、職員数を見てもみますと、平成 30 年 4 月 1 日時点の「地方公共団体定員管理調査」の結果によると、公営企業会計を除く、人口 1 万人当たりの普通会計職員数は 47.46 人と、類似団体 102 の自治体中、13 番目に少ないという状況でした。

私は、適正かつ持続可能な財政運営を図っていくためには、人件費抑制も重要であると理解しておりますが、この様な調査結果などからも分かるように、本町の職員数や給与水準により財

政を過剰に圧迫しているとは考えておらず、議員のご質問にあるような、ただ給料を何%カットするとかではなく、総人件費に着目したこれまでの行財政運営を踏襲しつつ、民間委託の更なる推進などにより職員数を抑えていくなどの業務見直しや改善が重要であると考えております

そのため、今後も人件費はもとより物件費や補助費、公債費といった歳出全般において無駄を省き、効率的で健全な行財政運営を心がけてまいります。また、同時に人口減少が進行する中、町有地の有効活用や雇用拡大などによる税収増を図るため、新たな歳入確保対策も講じていき、健全な収支バランスを目指しながら、本町の発展と活性化に努めてまいります。

次に、町長をはじめ議員の賃下げについての質問にお答えいたします。

まず、郡内の町長の給料について、ご説明します。

本町は76万6千円、芦屋町は74万4千円、岡垣町は72万7千円、遠賀町は77万5千円となっております。

なお、岡垣町につきましては、特例により、令和3年3月31日までは100分の8減額した額となっており、基となる金額は79万1千円となります。

続いて、議員の報酬について、でございますが、本町は27万9千円、芦屋町は29万8千円、岡垣町は28万9千円、遠賀町は27万2千円となっております。

職員の給料と同様になりますが、近隣と比較しましても決して高い金額とはなっておりません。

また、町長給料に関しましては、県内の人口3万規模の町と比較したところ、最も低い金額に抑えられており、さらには、県内及び全国の町村長の平均よりも低い金額となっております。

以上、他の自治体との比較や決算などにおける様々な結果などから、特別職の報酬や職員給与などの人件費が財政状況を圧迫するほど割合が大きいとは考えておりません。そのため、人件費の削減につきましては、今後、財政状況の恒常的な悪化が見込まれるようでしたら、行財政全体を見据えた行財政改革の中で慎重に議論・検討していく課題であると考えております。

次に、防犯カメラの設置について、のご質問にお答えします。

交通事故多発地域と犯罪が起きそうな場所への防犯カメラの設置について町長の考えを聞かせてください、とのお尋ねですが、まず、今年にはいつからの町内における交通事故発生状況と交通安全施設整備についてご説明いたします。

平成31年1月から4月までの交通事故発生状況は、事故発生件数は38件で前年比マイナス16件、死亡者数は0人で前年比マイナス1人、傷者数は56人で前年比マイナス21人と前年と比較して減少傾向にあります。

交通安全施設整備といたしましては、通学路を中心に対策を進めており、平成30年度実績では歩道改良190メートル、区画線3千5百メートル、カーブミラー16基、ガードレール65メートルを整備しています。

交通事故が多発している交差点での安全対策でございますが、ご質問にもあります頃末南三丁目付近の曲川に架かる唐ノ熊橋左岸側の交差点は、信号機設置以前は、車両同士の事故が多発しており、町内において交通事故が多い交差点の一つでありました。

そこで、平成27年度から県警本部や折尾警察署と信号機の新規設置について協議を開始する

とともに、平成 28 年度、平成 29 年度の 2 か年をかけて国の交付金である防災安全交付金を活用し、安全な交差点となるように改良したものです。

今後とも交通事故減少に向けて、安全な道路づくりを進めるとともに折尾警察署をはじめ、県土整備事務所、水巻町交通安全推進協議会といった関係機関と連携しながら交通安全の啓発に努めてまいります。

次に、今年 1 月から 4 月までの町内における刑法犯認知件数は、総数が 49 件で内訳として、自転車盗難や空き巣などの窃盗犯が 37 件と全体の 7 割以上を占め、暴行等の粗暴犯が 4 件、詐欺などの知能犯が 3 件、器物破損等のその他犯が 4 件、原因不明の火災が 1 件となっています。

また、折尾警察署が集計している声かけや、つきまとい、公然わいせつなどの発生状況につきましては、昨年 1 年間に町内で 25 件の事案が発生している状況です。内訳としては、路上での声かけや、つきまといが最も多く 15 件、公然わいせつ及び痴漢が 4 件、のぞき及び盗撮が 2 件、下着の盗難が 1 件、民家敷地内へのいたずらが 3 件となっております。

事案の発生地点としましては、水巻中学校から猪熊方面へ向かう県道沿いや頃末小学校前の交差点付近で多く発生しているという状況です。

このような情報提供があった場合、町としては青色回転灯搭載車によるパトロールの強化や、学校、地域安全パトロール隊への情報提供、折尾警察署との連携による水巻交番警察官の派遣や、巡回強化の要請等を行っています。

そこでお尋ねの防犯カメラの設置についてですが、本町では平成 13 年以降、犯罪の予防等を目的として、町内の施設のうち、不特定多数の人が利用するような場所への防犯カメラの設置を進めています。

また、平成 28 年 3 月に防犯カメラの運用方法を定めた水巻町防犯カメラ設置運用要綱を制定し、防犯カメラの設置場所や管理者、また、映像データの取り扱い等の基準を明確にし、現在、設置している各施設の防犯カメラの取り扱いについて、適正な運用を行なっているところです。

町内の防犯カメラの設置状況につきましては、図書館に 13 台、第 2 保育所に 3 台、水巻中学校に 11 台、水巻南中学校に 9 台、杵小学校に 5 台、みどりんぱあーくに 1 台、東水巻駅に 1 台、水巻駅南口に 1 台、高松町営住宅に 1 台、鯉口町営住宅に 1 台、庁舎に 16 台、南部公民館に 4 台、いこっと水巻に 6 台、いきいきほーるに 4 台の町内 14 施設に計 76 台を設置しています。

また、動く防犯カメラの役割があるといわれ、映像が交通事故発生時の検証に活用されたり、犯罪発生時の決定的な証拠となることから、近年、一般車両への搭載が進んでいるドライブレコーダーを町が所有する公用車へ搭載することを進めており、現在、全庁的に職員が利用している車両 7 台のうち 6 台に設置済みです。

防犯カメラの設置状況につきましては、近隣自治体では北九州市が各種犯罪の発生抑止を目的として、市内の主要幹線道路や小倉北区、八幡西区などの繁華街に設置している事例がありますが、その他の近隣自治体では生活道路などに防犯カメラを設置している例は少ない状況です。

ご指摘のとおり、交通事故が多発している場所や犯罪が起きそうな場所への防犯カメラ設置が交通事故の検証はもとより、地域の防犯力強化につながるものであることは認識しております。

しかしながら、公道への設置については設置時にかかる費用や継続的な利用にかかるランニングコストをはじめ、プライバシーの保護の観点から十分な調査、研究が必要となります。

今後、先進自治体の事例や近隣自治体の動向、犯罪抑止の効果などを検証しつつ、公道への防犯カメラ設置について検討して参ります。

最後に、だれでも乗れる町内循環バスについて、のご質問にお答えします。

町内を循環する少人数乗用のワンボックスの車の運行を検討していただきたい、とのお尋ねですが、現在の本町のバス運行ルートとして、北部では、北九州市営バスが八幡西区折尾駅方面へ、南部では循環線バスが運行し、さらに高齢者や障がい者などが無料で利用できる福祉バスといった複数のバスが運行しており、ある程度の交通網は充実しているものと考えております。

ご質問のワンボックスの車とは、いわゆるコミュニティバスのことだと思いますが、福祉バスや南部循環線を廃止し、コミュニティバスを運行するとなれば、北部を運行する市営バスとの競争を招き、市営バスが撤退するというような状況も考えられます。そうすると、水巻町から折尾駅方面に向かう路線がなくなることとなり、不便になる方が増えることが予想されます。

コミュニティバスで折尾方面への路線を検討する場合でも、利用者が多い折尾駅などに乗り入れが可能かどうか、関係機関との調整など大変難しい問題があると考えています。

さらに、すでにコミュニティバスを運行している自治体の研修発表などでは、費用負担が財政を圧迫し、何らかの見直しが必要な状況であるとの報告があり、導入に向けては相当に慎重な判断が必要であると考えています。

また、今年度より水巻駅南口を含めた頃末南地区都市再生整備計画が国に採択され、数年をかけ駅南口が大幅に変わっていくことに加え、吉田ぼた山跡地開発や吉田地区の再開発なども予定しております。

さらに、隣接した北九州市の折尾駅を中心とした駅周辺開発も進んでおり、数年先には、水巻町を含め周辺環境が大きく変わっていくものと思われまます。

以上のことを踏まえ、現状では現在の交通体系を変更する考えはございませんので、当面は、高齢者や障がい者、いわゆる交通弱者と言われる方の外出の手段として福祉バスを活用していただき、そのほか、通勤や通学などの一般的な交通手段として、北部地区では北九州市営バス、南部地区は本町が補助して運行している南部循環線を利用していただきたいと考えています。

以上です。

議 長（白石雄二）

これより再質問をお受けいたします。古賀議員。

7 番（古賀信行）

まず第一点目は、町の借金なくなるまでの人件費削減についてですけれど、町はいろいろなデータを示されて、水巻町の人件費がいかにか高くないか説明されたんですけど、わが町は2014年3月時点で、約126億円の借金ですね。これに臨時財政特例債も入っています。そして2019年3月末で142億円、さらに今年は、約4億円の町債の発行予定なんです。

ずっと私は町の財政状況を見ているんですけど、借金が減らないんですね。一番借金が減ったのは、矢野町長時代で、矢野町長のときは、借入金が少ない返済金が多かったんです。その後、あんまりそういう顕著な例は表れていないんです。

私は鉄鋼の大手で働いていましたけれど、私の職場に電子機器が入ったら、36名いた人員が急に12名になったんですね。そんなに人員削減したんです。水巻町でも零細企業のある事業所では、4名従業員いたんですけど、電子機器が導入されたら、1名に減らされた事業所もあります。そういうふうに民間は、大幅な経理の努力しているわけです。

昨日、今日と、最近ずっと、年金問題や銀行問題が報道されているんです。昨日の1チャンネル、KBCによりますと、みずほフィナンシャルグループですね、なんと1万9千人の人員整理するんです。約全従業員の30%ですね。民間はこういう大胆なことやってのけるんです。公は国から村までなんぼ借金があろうと、こんなこと真剣に考えない。どんどん借金増えていって、将来、年金財源がなくなるということも報道がたびたびされているんです。

そういう点、真剣にもう少し、町もそういうことを考えていただきたいと思います。時間ないけれど、町長の答弁をお願いいたします。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

ここ数年の借金が増えたというのは、やはり小学校のクーラー設置、あるいはトイレの改修等々のハード面の整備を一斉にしたということでそういうかたちがありますけれど。基本的に監査も含めて、健全な行財政運営をやっているということで、人件費も含め、投資的なことも含め、経常経費も含めて、先ほど言われた矢野町政時代にですね、行政改革118項目をやって、今日の財政が成り立っていく。その中でも、先ほどの答弁でもありましたように、人件費が多いと言われますが、他町に比べてうちは職員数も少ない。これは行革で随分と、当初200名おったわけです、職員がですね。それが150名に減らしたということでですね。古賀議員が過去いろいろ、民間の団体、または大手企業と比較されますが、この水巻町においては、過去200人の職員を50名削減した。これはすごいことだと思っております。そういう中で、職員も厳しいながらも、日々頑張っているという状況でありますので、単なる他と比べて、水巻町だけが云々じゃなくて、基本的に今、何回も言いますように、財政的には、健全な行財政運営をやっているということを自負しておりますので。以上です。

議 長（白石雄二）

以上で2番、古賀議員の一般質問を終わります。これもちまして、本日の一般質問を終わります。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。

午前11時45分 散会